

《武蔵野市自治基本条例》

令和2年3月24日条例第2号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市民、議会及び市長等の役割等(第4条—第8条)
- 第3章 参加と協働
 - 第1節 情報共有(第9条—第13条)
 - 第2節 市民参加(第14条・第15条)
 - 第3節 協働(第16条)
 - 第4節 コミュニティ(第17条・第18条)
 - 第5節 住民投票(第19条)
- 第4章 議会の会議(第20条)
- 第5章 議会と市長等との関係(第21条・第22条)
- 第6章 行政の政策活動の原則(第23条—第29条)
- 第7章 国及び東京都との関係(第30条)
- 第8章 広域的な連携及び協力(第31条)
- 第9章 平和及び国際交流(第32条)

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会(以下「議会」という。)及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)市民 武蔵野市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3)市 議会及び市長等をいう。

(基本原則)

第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報(以下この条において「市政情報」という。)を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。

- 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員(以下「議員」という。)、市長等及び市職員(以下「職員」という。)のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第2章 市民、議会及び市長等の役割等

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

- 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。
- 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

- 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。
- 3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

- 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。
- 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。
- 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。
- 3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

第3章 参加と協働

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議(当該会議における配布資料及び会議録を含む。)については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等(以下「政策等」という。)の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手続等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法(アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続(政策等の案及びこれ

に関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。(以下同じ。)の実施その他の方法をいう。)により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1)第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2)この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3)前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1)緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2)金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3)法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4)地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的

に市政を運営するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

- 2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書(図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。次項において同じ。)を作成し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体(武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。)の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を行うものとする。

- 2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

(武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

- 2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月武蔵野市条例第14号)は、廃止する。

(武蔵野市長期計画条例の一部改正)

- 3 武蔵野市長期計画条例(平成23年12月武蔵野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市(以下「市」という。)が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定(以下「長期計画等の策定」という。)を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

《武蔵野市長期計画条例施行規則》

平成23年12月28日規則第68号

武蔵野市長期計画条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市長期計画条例(平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市政運営の基本理念)

第2条 条例第2条第1項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。

(市が実施する政策)

第3条 条例第2条第3項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。

(調整計画)

第4条 条例第3条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

2 市長は、長期計画の計画期間の初日から4年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。

3 調整計画は、5年を1期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であつて、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

(次期長期計画の策定)

第5条 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の2年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。

(策定委員会)

第6条 条例第4条第2項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

6 策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画(以下「長期計画等」という。)の計画案を作成し、市長に提出する。

7 市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。

8 策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(施策の大綱)

第7条 条例第5条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。

(実施状況の管理)

第8条 条例第6条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程(昭和48年7月武蔵野市訓令(甲)第4号)第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料 3

令和元年第3回武蔵野市議会定例会提出議案 「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び 施策の大綱について」

武蔵野市第六期長期計画のうち、武蔵野市長期計画条例(平成23年12月武蔵野市条例第28号)第5条に規定する市政運営の基本理念及び施策の大綱は、下記のとおりとする。

記

市政運営の基本理念

- 第1 武蔵野市の目指すべき姿と基本目標
- 第2 市政を取り巻く状況
- 第3 基本的な考え方
- 第4 本計画における基本課題等
- 第5 重点施策

施策の大綱

【第1 健康・福祉】

1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会を実現していく。

2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想(ビジョン)に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

【第2 子ども・教育】

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力」を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

【第3 平和・文化・市民生活】

1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人が、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

7 まちの魅力高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が

一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

【第4 緑・環境】

1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市民的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

【第5 都市基盤】

1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市空間が魅力的な場所であり続けるため、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要がある。地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武蔵野市都市計画マスタープランにおいて土地利用の適切な誘導を促す。

また、武蔵野市景観ガイドラインに基づき、良好な景観形成等を図る。

2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

老朽化した都市基盤施設等の安全性の確保や防災機能の向上のため、中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

(1)道路分野

安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、効率的な維持管理に努め、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

(2)下水道分野

安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保と計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行い、下水道施設の機能確保を図る。

(3)水道分野

水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理、更新等を行い、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

(4)建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心で秩序あるまちづくりを推進していく。

3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

地域公共交通の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技術を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

4 安全で快適な道路ネットワークの構築

未だ事業化されていない都市計画道路のうち、歩道幅員や自転車の走行空間が十分に確保されていないものについては、整備に向けた対応を行う。生活道路への安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭あい道路等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路や構想段階の区画道路については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的にを行い、必要な見直しを進める。

5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

市内三駅周辺において、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

(1)吉祥寺駅周辺

地域住民、地元事業者、企業等と連携して、吉祥寺の新たな将来像に向けたまちづくりを推進するため、NEXT-吉祥寺に基づき、セントラル、パーク、イースト、ウエストの各エリアの特性を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

(2)三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。

(3)武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。市民、市民活動団体、事業者等による活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を上向きに、発展させるための取組みについて検討する。

【第6 行財政】

1 市民参加と連携・協働の推進

高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりと シティプロモーション

様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーションを戦略的に進めていく。

3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画を基に取組みを推進する。

また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

4 社会の変化に対応していく行財政運営

経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。ICTを積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメントの実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

財政援助出資団体の経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の本質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図るため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

参考資料 4 各分野における個別計画

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく市政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画（現在改定中の計画に寄せられた意見も含む）との整合を図っている。

【個別計画一覧】

※令和 5（2023）年10月 1 日時点

1 健康・福祉

- 武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画
- 武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017
- 武蔵野市第 5 期地域福祉計画
- 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
- 武蔵野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画
- 武蔵野市障害者計画・第 6 期障害福祉計画
- 武蔵野市第 4 期健康推進計画
- 武蔵野市食育推進計画
- 武蔵野市自殺総合対策計画
- 武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第 3 期
武蔵野市特定健康診査等実施計画

2 子ども・教育

- 第五次子どもプラン武蔵野
- 第三期武蔵野市学校教育計画
- 武蔵野市学校施設整備基本計画

3 平和・文化・市民生活

- 第二期武蔵野市産業振興計画
- 第二期武蔵野市観光推進計画
- 武蔵野市農業振興基本計画(令和 3（2021）年度改定版)
令和 5（2023）年度修正版
- 第二期武蔵野市市民活動促進基本計画
- 武蔵野市第四次男女平等推進計画
- 武蔵野市文化振興基本方針
- 武蔵野市コミュニティセンター整備計画
- 武蔵野市文化施設整備計画
- 武蔵野市多文化共生推進プラン
- 武蔵野市生活安全計画
- 武蔵野市国民保護計画
- 武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 武蔵野市地域防災計画(令和 4 年度修正)
- 武蔵野市耐震改修促進計画(第 2 回改定版)
- 第二期武蔵野市生涯学習計画
- 第二期武蔵野市スポーツ推進計画
- 第 2 期武蔵野市図書館基本計画
- 第 2 次武蔵野市子ども読書活動推進計画

4 緑・環境

- 第五期武蔵野市環境基本計画
- 武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021(事務事業編)
2022改定版
- 武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021(区域施策編)
2022改定版
- 武蔵野市生物多様性基本方針
- 武蔵野市エコプラザ(仮称)管理運営方針

- 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画
- 武蔵野市分別収集計画(第10期)
- 武蔵野市緑の基本計画2019
- 仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画
- 仙川水辺環境整備基本計画(仙川リメイク)の評価と
今後の方向性について
- 千川上水整備基本計画
- 公園・緑地リニューアル計画2020

5 都市基盤

- 武蔵野市都市計画マスタープラン2021
- 武蔵野市バリアフリー基本構想2022
- 三鷹駅北口街づくりビジョン
- 武蔵野市景観ガイドライン
- 武蔵野市国土強靱化地域計画
- 吉祥寺グランドデザイン2020
- N E X T 吉祥寺2021
- 武蔵野市自転車等総合計画
- 第11次武蔵野市交通安全計画
- 武蔵野市地域公共交通網形成計画
- 武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画
- 武蔵野市第四次住宅マスタープラン
- 武蔵野市公営住宅等長寿命化計画
- 武蔵野市空き住宅等対策計画
- 武蔵野市マンション管理適正化推進計画
- 武蔵野市道路総合管理計画
- 武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画
- 武蔵野市景観道路計画
- 御殿山通り(武蔵野都市計画道路 7・6・1 号線)
整備基本計画
- 武蔵野市下水道総合計画(2023)
- 武蔵野市下水道ストックマネジメント計画
- 武蔵野市下水道事業経営戦略(2023)

6 行財政

- 第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
- 武蔵野市行財政改革アクションプラン(令和 3～6 年度)
- 第 2 期武蔵野市公共施設等総合管理計画
- 武蔵野市公共施設保全改修計画
- 武蔵野市人材育成基本方針
- 第 8 次職員定数適正化計画
- 武蔵野市特定事業主行動計画
- 職員研修計画
- 第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画
(令和 3 年度改定版)
- 武蔵野市第七次総合情報化基本計画
- 武蔵野市自治体 D X に関する全体方針

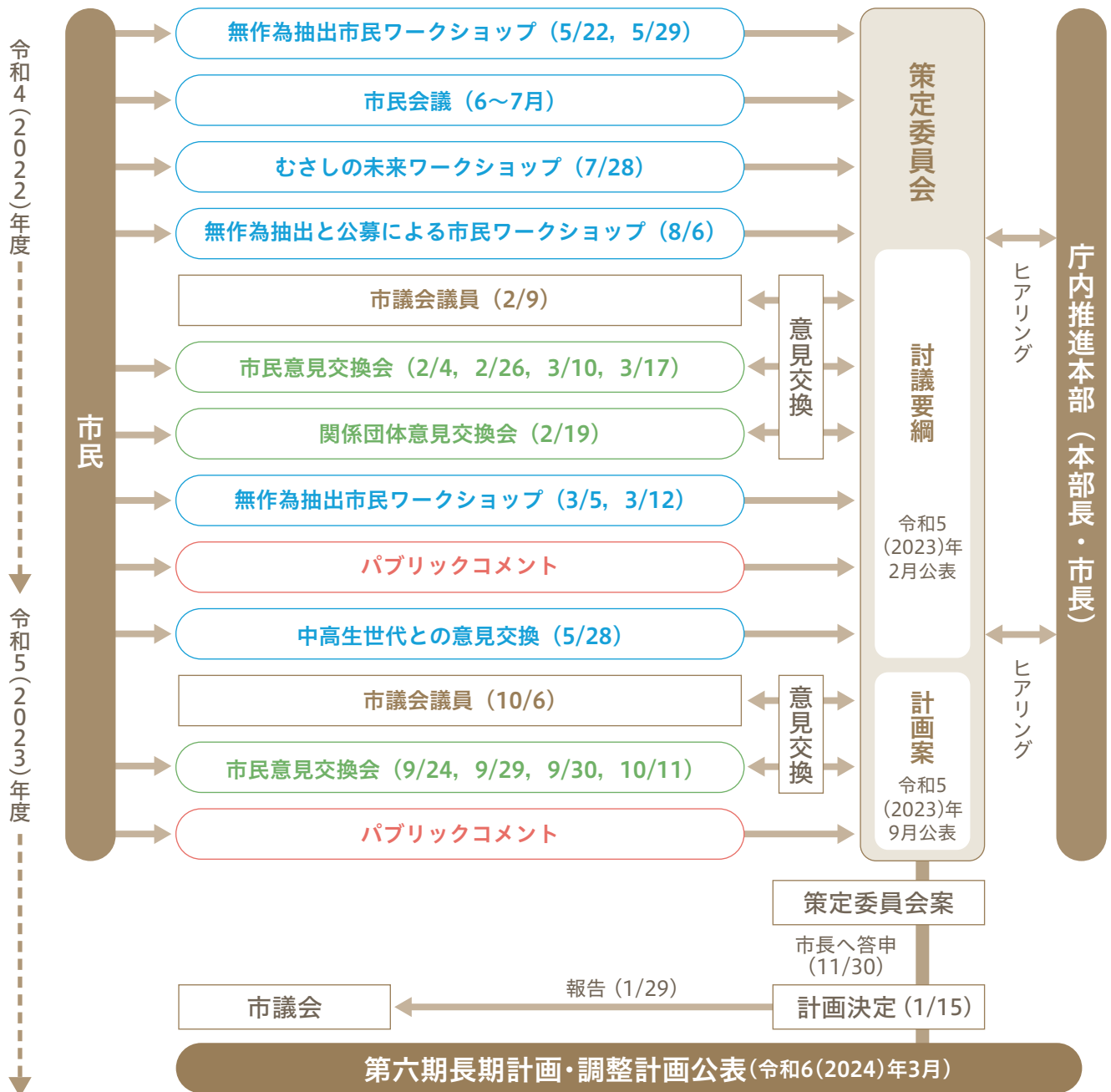
参考資料 5 策定の流れ

第六期長期計画・調整計画策定にあたっては、令和4(2022)年5月より様々な形で市民意見の聴取に取り組み、8月には調整計画策定委員会を設置した。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に議論が必要と思われる課題について検討し、令和5(2023)年2月に「討議要綱」を公表した。この討議要綱をもとに、市民や市議会議員、教育委員、中高生世代などから意見を聴取し、それらを踏まえ第六期長期計画・調整計画の原案となる「計画案」を令和5(2023)年9月に公表した。討議要綱と同様に広く意見を求め、必要な修正を行ったうえで、11月に策定委員会案が市長に答申された。

なお、本計画の策定では、オンラインを用いたワークショップや意見交換会を実施したほか、策定委員会のオンライン配信、中高生世代と策定委員会の意見交換会など新たな取組みに挑戦し、さらなる情報共有と市民参加の機会の確保に努めた。

市長は答申された策定委員会案を尊重し、調整計画をまとめた。

● 策定スケジュール



▶ 策定委員会等の日程

日程	会議等	内容
令和4(2022)年		
4月18日(月)	庁内推進本部(第1回)	運営方針及び今後の日程等について
5月22日(日) 5月29日(日)	無作為抽出 市民ワークショップ (オンライン)	「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまちを実現するために、私たちができること」についての討議(会場：オンライン) 1日目：参加者26名 2日目：参加者26名 市民ファシリテーター 延べ18名
6月13日(月) 6月26日(日) 7月3日(日) 7月22日(金)	長期計画・調整計画 市民会議(全4回)	公募市民会議委員18名 第1回(6/13)趣旨説明、会議運営について、意見交換等 第2回(6/26)グループ討議(健康・福祉、子ども・教育、行財政) 第3回(7/3)グループ討議(平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤) 第4回(7/22)報告書案の検討、意見交換等
6月21日(火)	庁内推進本部(第2回)	策定委員会日程、市民参加の取組み状況、人口推計等について
7月11日(月)	庁内推進本部(第3回)	調整計画の論点、人口推計等について
7月28日(木)	むさしの未来 ワークショップ	「未来シミュレータ」を基に、参加者(中高生世代)が未来(2050年)の市長になった設定で、課題の洗い出しと現在の市長への提言(会場：武蔵野スイングホールスカイルーム) 参加者 18名
8月6日(土)	無作為抽出と公募による 市民ワークショップ (対面)	「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまちを実現するために、私たちができること」についての討議(会場：武蔵野スイングホールレインボーサロン) 参加者 17名 市民ファシリテーター 6名
8月24日(水)	策定委員会(第1回)	委員委嘱、正副委員長選出、委員会運営・スケジュール等の確認
9月14日(水)	庁内推進本部(第4回)	人口推計、調整計画の論点、市民会議等の実施結果について
9月18日(日)	策定委員会(第2回)	市長との意見交換、市内施設等の視察
10月3日(月)	庁内推進本部(第5回)	調整計画の論点、策定委員会の各部ヒアリング、新たな行政評価制度について
10月18日(火)	策定委員会(第3回)	教育長との意見交換、財政状況、人口推計、計画策定に向けた基礎資料及び市民意見、新たな行政評価制度について
11月8日(火)	作業部会(第1回)	各部ヒアリング(健康福祉部・環境部・子ども家庭部・教育部)
11月9日(水)	庁内推進本部(第6回)	討議要綱の作成、庁内推進本部の今後のスケジュールについて
11月10日(木)	作業部会(第2回)	各部ヒアリング(総合政策部・総務部・財務部・市民部・防災安全部・都市整備部・水道部)
11月11日(金)	策定委員会(第4回)	討議要綱の構成案、論点整理、行政評価等について
11月28日(月)	策定委員会(第5回)	市民意識調査、討議要綱(素案)、施策評価の指標案について
12月1日(木)	庁内推進本部(第7回)	討議要綱(素案)、第六期長期計画の取組状況と評価(素案)について
12月9日(金)	策定委員会(第6回)	討議要綱(素案)、第六期長期計画の取組状況と評価(素案)について
12月23日(金)	策定委員会(第7回)	討議要綱(素案)、第六期長期計画の取組状況と評価(素案)等について
12月28日(水)	庁内推進本部(第8回)	討議要綱(素案)、第六期長期計画の取組状況と評価(素案)について
令和5(2023)年		
1月12日(木)	策定委員会(第8回)	討議要綱(素案)、第六期長期計画の取組状況と評価(素案)について
1月16日(月)	策定委員会(第9回)	討議要綱(案)、第六期長期計画の取組状況と中間評価(案)等について
1月19日(木)	庁内推進本部(第9回)	討議要綱(案)、第六期長期計画の取組状況と中間評価(案)、市報特集号(2月1日号)、市民及び市議会各会派等との意見交換について
1月31日(火)	作業部会(第3回)	市民及び市議会各会派等との意見交換、市内視察の振り返り等について
2月1日(水)		「第六期長期計画・調整計画 討議要綱」を公表(市報特集号に概要を掲載) パブリックコメント受付(3月22日まで) 意見提出者67名
2月4日(土)	市民意見交換会	午後 中央地域(会場：かたらいの道市民スペース) 参加者11名
2月9日(木)	策定委員会(第10回)	討議要綱に関する市議会各会派等との意見交換
2月19日(日)	関係団体意見交換会	会場：市役所802会議室 ※招請団体はP148～151を参照 健康・福祉分野：参加者36名、子ども・教育分野：参加者28名、平和・文化・市民生活分野：参加者65名、緑・環境/都市基盤/行財政分野：参加者22名
2月26日(日)	市民意見交換会	午前 武蔵境地域(会場：武蔵野スイングホールスカイルーム) 参加者28名
3月5日(日) 3月12日(日)	無作為抽出 市民ワークショップ	討議要綱について感じた今後の武蔵野市への期待や不安、より良くするために市民の力でできることについて討議 3月5日(日)(会場：武蔵野芸能劇場) 参加者31名 3月12日(日)(会場：オンライン) 参加者24名 市民ファシリテーター延べ15名

日程	会議等	内容
3月10日(金)	庁内推進本部(第10回)	本部長による各部ヒアリングの実施について
3月10日(金)	オンライン意見交換会	夜間 参加者13名
3月17日(金)	市民意見交換会	夜間 吉祥寺地区(会場:商工会館市民会議室) 参加者10名
4月7日(金)	策定委員会(第11回)	市長との意見交換、討議要綱に関する市民意見等、中高生世代との意見交換について
4月17日(月)	庁内推進本部(第11回)	討議要綱に関する市民意見等について
4月21日(金)	策定委員会(第12回)	教育委員との意見交換、討議要綱に関する市民意見等について
4月27日(木)	作業部会(第4回)	各種意見における第六期長期計画での議論内容の確認、討議要綱への意見を踏まえた個別課題の整理等について
5月2日(火)	庁内推進本部(第12回)	本部長による各部ヒアリング
5月8日(月)	作業部会(第5回)	討議要綱への意見を踏まえた個別課題の整理等について
5月12日(金)	庁内推進本部(第13回)	本部長による各部ヒアリング
5月20日(土)	作業部会(第6回)	市内施設等の視察
5月25日(木)	策定委員会(第13回)	討議要綱に関する市民意見等の総括、調整計画(案)の構成等について
5月28日(日)	中高生世代との意見交換	武蔵野市の推したいポイント等について参加者(中高生世代)と意見交換(会場:むさしのエコreゾート) 参加者27名
5月31日(水)	作業部会(第7回)	各部ヒアリング(環境部・市民部・防災安全部・都市整備部・水道部)
6月1日(木)	作業部会(第8回)	各部ヒアリング(健康福祉部・子ども家庭部・教育部・総合政策部・総務部・財務部)
6月23日(金)	庁内推進本部(第14回)	調整計画案(素案)、中高生世代との意見交換実施結果について
6月23日(金)	策定委員会(第14回)	中高生世代との意見交換実施結果、財政シミュレーション、調整計画案(素案)について
7月6日(木)	策定委員会(第15回)	調整計画案(素案)について
7月20日(木)	作業部会(第9回)	討議要綱に関する市民意見等と策定委員会の考え方等について
7月27日(木)	庁内推進本部(第15回)	調整計画案、討議要綱に関する市民意見等と策定委員会の考え方について
7月28日(金)	策定委員会(第16回)	調整計画案について
8月7日(月)	策定委員会(第17回)	調整計画案、財政計画について
8月14日(月)	庁内推進本部(第16回)	調整計画案、財政計画について
8月17日(木)	策定委員会(第18回)	調整計画案について
9月1日(金)		「第六期長期計画・調整計画 計画案」を公表(市報特集号に概要を掲載)パブリックコメント受付(10月16日まで) 意見提出者62名
9月24日(日)	市民意見交換会	午前 中央地域(会場:武蔵野芸能劇場) 参加者22名
9月29日(金)	市民意見交換会	夜間 武蔵境地域(会場:武蔵野スイングホールスカイルーム) 参加者21名
9月30日(土)	市民意見交換会	午後 吉祥寺地域(会場:商工会館市民会議室) 参加者15名
10月6日(金)	策定委員会(第19回)	調整計画案に関する市議会各会派等との意見交換
10月11日(水)	オンライン意見交換会	夜間 参加者8名
10月24日(火)	庁内推進本部(第17回)	調整計画案に関する市民意見等について
10月27日(金)	策定委員会(第20回)	市長との意見交換、調整計画案に関する市民意見等について
11月6日(月)	策定委員会(第21回)	答申案について
11月9日(木)	庁内推進本部(第18回)	答申案、調整計画案に関する市民意見等について
11月16日(木)	策定委員会(第22回)	答申案について
11月22日(水)	策定委員会(第23回)	答申案、調整計画策定に関する振り返りについて(オンライン開催)
11月30日(木)		策定委員会から市長へ第六期長期計画・調整計画の答申

令和6(2024)年

1月15日(月)	庁内推進本部(第19回)	第六期長期計画・調整計画について(計画決定)
1月29日(月)	市議会全員協議会	第六期長期計画・調整計画を議会に報告

策定委員会の議事要旨、長期計画・調整計画市民会議や各ワークショップの報告書、パブリックコメント等の意見要旨は、市ホームページで公開しています。



▶ 関係団体意見交換会 招請団体等一覧

健康・福祉

(一社)武蔵野市医師会、(公社)東京都武蔵野市歯科医師会、(公社)東京都柔道整復師会武蔵野支部武蔵野地区、(一社)武蔵野市薬剤師会、(公財)武蔵野市福祉公社、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会、ボランティアセンター武蔵野、武蔵野市赤十字奉仕団、武蔵野市民生児童委員協議会、(公社)武蔵野市シルバー人材センター、北多摩東地区保護司会武蔵野分区、朗読奉仕の会むさしの、武蔵野市障害児水泳クラブ いるか、(株)浩仁堂、(社福)武蔵野千川福祉会、(社福)武蔵野、第二金曜会、(特非)ミュー、(特非)ゆうあいセンター、武蔵野市身体障害者協会、むらさき育成会、山彦の会、ふれあいくらぶ、武蔵野市肢体不自由児者父母の会、(特非)ペピータ、(社福)おおぞら会、ワークセンター大地・親の会、ボランティアつくしんぼの会、つばさ音楽クラブ、中途失聴・難聴者の会「むさしの」、武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会、武蔵野市通所介護・通所リハビリテーション事業者連絡会議、武蔵野市訪問介護事業者連絡会議、武蔵野市訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議、(特非)文化学習協同ネットワーク、りすデイサービス吉祥寺、

地域社協(福祉の会)[大野田地域福祉活動推進協議会、吉祥寺東部地域福祉活動推進協議会、吉祥寺西地域福祉活動推進協議会、吉祥寺南町地域福祉活動推進協議会、御殿山地域福祉活動推進協議会、境地域福祉活動推進協議会、境南地域福祉活動推進協議会、桜野地域福祉活動推進協議会、関前地域福祉活動推進協議会、千川地域福祉活動推進協議会、中央地域福祉活動推進協議会、西久保地域福祉活動推進協議会、四小地区地域福祉活動推進協議会]、

福祉施設[(医社)陽和会 介護老人保健施設ハウスクリーンパーク、(財)天誠会 介護老人保健施設あんず苑、(社福)親の家 特別養護老人ホーム親の家、(社福)至誠学舎東京 特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム、(社福)正寛会 特別養護老人ホームケアコート武蔵野、(社福)徳心会 特別養護老人ホームさくらえん、(社福)とらいふ 特別養護老人ホームとらいふ武蔵野、(社福)プラットホーム 特別養護老人ホーム武蔵野館、(社福)武蔵野 特別養護老人ホームゆとりえ]、

老人クラブ[五日市通り櫛会、井の頭お茶の水会、境南富士見会、みつわクラブ、銀友会、けやき会、さかい一寿会、さくら会、さつき会、新生会クラブ、千歳会、中央シルバークラブ、中町寿会、西久保愛光会、西和会、本田北クラブ、みどり会、緑町愛光会、武蔵野喜楽会、武蔵野市桜寿会、むさしの祥南クラブ、武蔵野長寿会、武蔵野長楽会、武蔵野福寿会、和光会]、

テンミリオンハウス運営団体[グループ萩の会(テンミリオンハウス 川路さんち)、グループ萌黄(テンミリオンハウス そ〜らの家)、グループ撫子(テンミリオンハウス 月見路)、(特非)ワーカーズどんぐり(テンミリオンハウス くるみの木)、ゆう³(テンミリオンハウス 花時計)、(特非)ワーカーズコープ(テンミリオンハウス きんもくせい)、大野田地域福祉の会teamふらっと(テンミリオンハウス ふらっと・きたまち)]、

いきいきサロン運営団体[まきばサロンの会、むらさきの会、五丁目クラブの会、(特非)武蔵野すこやか、関前なのはな会、北町サロンの会、はなみずき、三丁目サロンの会、(株)みゅうちゅある、いちょうなみ木サロンの会、どんぐり友の会、Gsガーデングループ、(特非)ささえあいビレッジ、七つ星の会、LABOの会、サロン扶桑通りの会、東京ヘルスケア介護予防研究会、スマートヘルスプロジェクト、(特非)DANKAIプロジェクト、きずなの会、さわやかクラブ、駅前deスマホ]

子ども・教育

武蔵野市助産師会、(社福)のぞみの家、赤十字子供の家、武蔵野市学童クラブ連絡協議会、

子育て支援団体[サニーママ武蔵野(子育てひろばみずきっこ)、(特非)いずみの会、わらべうたの会げっくりにゃくりにゃく、はちコミほんわか隊、吉祥寺おもちゃ図書館、(特非)ぐーぐーらいふ、(特非)子育て応援スペースとことこ、さんりんしゃの会、吉祥寺南町コミュニティ協議会、西久保コミセンひろばピノキオ、境おやこひろば、吉西福祉の会「ひろばひよこ」、中央福祉の会「親子ニコニコ広場」、武蔵野千川福祉会0・1・2歳親子ひろばさくらんぼ、けやきこもれびひろば、武蔵野なかまほいくの会、むーふぁみマップ、子育て家族支援団体SomLic、むさしのチェリーズ、Happy and Boon Buddy(HBB)、With Turtles]、

保育施設[まちの保育園 吉祥寺、(特非)保育サービスひまわりママ、武蔵野市保育園父母会連絡会、武蔵野市保育問題協議会、西久保保育園、武蔵野東第二幼稚園、とことこ保育室みんなのとことこ、武蔵野市私立幼稚園連合会]、

あそべえ推進会議[井の頭地域子ども館推進会議、一小地域子ども館推進会議、関前南地域子ども館推進会議、境南地域子ども館推進会議、五小地域子ども館推進会議、三小地域子ども館推進会議、四小地域子ども館推進会議、千川地域子ども館推進会議、大野田地域子ども館推進会議、二小地域子ども館推進会議、本宿地域子ども館推進会議、桜野地域子ども館推進会議]、

青少年関係団体[四小ファイターズ、武蔵野ヒッポファミリークラブ、青空子ども会、アジア少年剣士会、いちょうなみ木こども会、一小剣友会、井の頭サッカークラブ、イヤリングス、ガールスカウト東京都第18団、空手道こどもクラブ、ガレリアこども会、吉祥

寺剣道会、吉祥寺南町わんぱく相撲委員会、境南剣道クラブ、境南サッカークラブ、境南ブレイブス、コンコン野球クラブ、少年インディアンズ、少年タイガース、少年野球団ユニバース、武蔵野エースハンターズ、スパル子供会、関前サッカークラブ、千川子ども会、千川サッカークラブ、千川少年ベアース、二小ジャガース、本宿サッカークラブ、本宿シルバースワローズ、本宿わんぱく相撲実行委員会、武蔵野一小サッカークラブ、武蔵野ウイングスサッカークラブ、武蔵野警察署 少年柔剣道会、武蔵野交通少年団、武蔵野こども合気道クラブ、武蔵野市スキースポーツ少年団、むさし野ジュニア合唱団「風」、武蔵野消防少年団、武蔵野青少年柔道会、わかくさ子ども会、武蔵野G・B・C、関前南こどもクラブ父母会、新体操クラブ あおば、大野田サッカークラブ、ガールスカウト東京都第110団、吉祥寺ミニバスケットボールクラブ ブルーサンダー、梧桐フットボールクラブ、ボーイスカウト武蔵野第1団、武蔵野M・B・C、井之頭こどもクラブ父母会、武蔵野市ドッチビークラブ、CoderDojo吉祥寺、Bright Family]、

青少年問題協議会地区委員会[井之頭地区委員会、大野田地区委員会、境南地区委員会、桜野地区委員会、関前南地区委員会、千川地区委員会、第一地区委員会、第五地区委員会、第二地区委員会、第四地区委員会、本宿地区委員会、第三地区委員会]、

市立小中学校PTA [武蔵野市立第一小学校PTA、武蔵野市立第二小学校PTA、武蔵野市立第三小学校PTA、武蔵野市立第四小学校PTA、武蔵野市立第五小学校PTA、武蔵野市立大野田小学校PTA、武蔵野市立境南小学校PTA、武蔵野市立本宿小学校PTA、武蔵野市立千川小学校PTA、武蔵野市立井之頭小学校PTA、武蔵野市立関前南小学校PTA、武蔵野市立桜野小学校PTA、武蔵野市立第一中学校PTA、武蔵野市立第二中学校PTA、武蔵野市立第三中学校PTA、武蔵野市立第四中学校PTA、武蔵野市立第五中学校PTA、武蔵野市立第六中学校PTA]、

(特非)プレーパークむさしの、みかづき子ども食堂実行委員会、(特非)こどもプロジェクト、4chu-caféの会、子どもの居場所リジョイス、ダンススクールRB-SOUL、非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会、桜堤児童館地域クラブ、武蔵野市立図書館朗読奉仕の会、六実会、武蔵野市文庫連絡会、ミカモーレ カウンセリングルーム

平和・文化・市民生活

吉祥寺活性化協議会、コープみらい、さつきクラブ、関前農事研究会、武蔵野市中央地区商店連合会、東京むさし農業協同組合武蔵野地区、東京むさし農業協同組合武蔵野地区青壮年部、東京むさし農業協同組合武蔵野地区果樹組合、東京むさし農業協同組合武蔵野地区女性部(sun♪さんクラブ)、東京むさし農業協同組合武蔵野地区資産管理部会、農業生産組合長(6組合の代表)、双葉農事研究会、武蔵境商店会連合会、武蔵野グリーンクラブ、武蔵野市勤労者互助会、武蔵野市商店会連合会、武蔵野市消費者運動連絡会、武蔵野市農業委員会、武蔵野商工会議所、武蔵野市浴場組合、むさしのよつ葉会、武蔵野市東京うど組合、武蔵野市契約野菜組合、武蔵野市都市農政推進協議会、商業活性化委員会、(公社)武蔵野法人会、(一社)武蔵野市観光機構、新日本婦人の会武蔵野支部、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団、Musashino International Club(MIC)、(公財)武蔵野市国際交流協会、(特非)むさしの・多摩・ハバロフスク協会、東京YWCA 日本語・学習支援「いちごの部屋」、武蔵野市ルーマニア友好市民の会、世界連邦運動協会武蔵野支部、原水爆禁止武蔵野協議会、非核都市宣言平和事業実行委員会、フラワーアレンジメント柏教室、

男女平等推進登録団体[むさしの男女平等推進市民協議会、無二の会、まめっちょ、桜楓会武蔵野支部、作ろう!みんなのジモト Wa-shoi パートナースHIP、パシイワ武蔵野グループ、むさしのジェンダー問題を考える会、生活クラブグループ創、かたらいの会、学校にいきづら子どもと親の茶の間ジョナ、にじいろじかん〜ライフスキルを育む性教育、ハジメのハンポ、フェアトレードむさしの、モヤモヤトークサロン、lag]、

コミュニティ協議会[吉祥寺北コミュニティ協議会、吉祥寺西コミュニティ協議会、吉祥寺東コミュニティ協議会、吉祥寺南町コミュニティ協議会、境南コミュニティ協議会、けやきコミュニティ協議会、御殿山コミュニティ協議会、桜堤コミュニティ協議会、西部コミュニティ協議会、関前コミュニティ協議会、中央コミュニティ協議会、西久保コミュニティ協議会、本宿コミュニティ協議会、本町コミュニティセンター協議会、緑町コミュニティ協議会、八幡町コミュニティ協議会]、

NPO法人[(特非)人生開発センター、(特非)野生生物保全論研究会、(特非)ラグビーフットボールクラブ マンダラ東京、(特非)メダカのがっこう、(特非)日本放鷹協会、(特非)武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会、(特非)アクション、(特非)エコメディア・ファンデーション、(特非)まちづくり観光機構、(特非)シニアSOHOむさしの、(特非)ウイッシュ・プロジェクト、(特非)全日本鼓笛バンド・フォームパトン連盟、(特非)情報支援センター手をつなGO、(特非)アンリミテッド知的障害者支援の会、(特非)チャイルドラインむさしの、(特非)むさしのフットボールクラブ、(特非)モンキーマジック、(特非)ひまわり、(特非)認知症フレンドシップクラブ、(特非)MB 経営者クラブ、(特非)ミュージックasパレット、(特非)ファングリーン、(特非)RRP研究会、(特非)むさしの歩こう会、(特非)市民によるガバナンス推進会議、(特非)明日にける橋、(特非)アクション21、(特非)FP 武蔵野グループ、(特非)ハモニカ横丁東京、(特非)ふるさとイベント協議会、(特非)日本ビーチ相撲協会、(特非)STC東京、(特非)LED、(特非)日本ブッククラブ協会、(特非)窓の安全と快適性を保つ会、(特非)ピースリング・オブ・グアム・ジャパン、(特非)アコモ会議、(特非)ろう・難聴中高生の学習支援の会、(特非)慣性センサ応用技術研究協会、(特非)音楽療法の会武蔵野、(特非)小動物疾患研究所、(特非)自

転車安全運転検定協会、(特非)一所懸命、(特非)むさしの成年後見サポートセンターこだまネット、(特非)サンパウロ人文科学研究所日本支部、(特非)アースマンシップ、(特非)アトリエ銀木星、(特非)プラネットカナル、(特非)太田道灌顕彰会、(特非)びーなつつハウス、(特非)クリエイティブライフデザイン、(特非)せぼねの健康を考える会、(特非) LARGO、(特非)ピープルズ・ホープ・ジャパン、(特非)全国山村留学協会、(特非)生態工房、(特非)日本教育工学研究所、(特非)早稲田フロンティア創生機構、(特非)都市環境標識協会、(特非)ヘルプの喜び運動協会、(特非)日本視覚障害ゴルフフェーズ協会、(特非)食品流通高度化推進協議会、(特非)ニンジン、(特非)ワールドシップ、(特非)ネパールの子供達に文具を届ける会、(特非)One Family、(特非)MITT、(特非)リエゾンブリッジ、(特非)サラダボウル、(特非)ジャパン・スポルティング・サポート、(特非)ネリス、(特非)KITARU、(特非)筑前琵琶連合会]

自主防犯組織[かたらいロード隊、境5丁目防犯パトロール隊、さくらの防犯パトロール隊、中町防犯パトロール隊、東四光和会防犯パトロール隊、武蔵野ワンワンパトロール隊、武蔵野ワンワンパトロール隊けやき並木ワンパト会、西久保・五小地区パトロール隊、境南1丁目防犯パトロール隊、境南2丁目防犯パトロール隊、境南3丁目防犯パトロール隊、境南4丁目防犯パトロール隊、境南5丁目防犯パトロール隊、南町みまもり隊、八幡防犯パトロール隊、八幡町夜間防犯パトロール隊]

自主防災組織[桜野地域防災ネットワーク、関前防災会、サンヴァリエ桜堤自主防災委員会、サンサン会、デライトシティ団地自主防災消防組織、プラネ武蔵境管理組合、りんりんの会、井の頭公園パークハウス吉祥寺南町自主防災会、一小地域防災ネットワーク、吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織、吉祥寺南町防災ネットワーク、境南コミセン自主防災特別委員会、境南地域防災懇談会、光和会防災の部、桜堤3丁目自主防災会、西久保一丁目町会自主防災組織、西久保三谷会自主防災部、西久保城山会、大野田地域防災の会、中央通り西祥防災会、緑ヶ丘親睦会、緑町パークタウン自治会自主防災組織委員会、武蔵野コーポラス、イトーピア武蔵野マンション自主防災組織、中町3丁目はなみずき会、仲三二会、東部防災会、四小地域防災会、中町3丁目「愛の会」、武蔵野ガレリア防災会、ロイヤルアーク武蔵野自主防災委員会、ルネ吉祥寺防災会、武蔵野ビューハイツ自主防災組織、千川地域防災会、武蔵境自主防災会、一中地域防災会、武蔵野レジデンシア、はなみずき会防災会、武蔵野タワーズ団地管理組合防災会、エリカ通り会、中町2丁目東防災会、ライオンズマンション吉祥寺第6管理組合、東海ミタカマンション防災会、井之頭小学校避難所運営協議会、中町2丁目西防災会、ライオンズガーデン三鷹自主防災組織、シーアイ武蔵野、フドウ吉祥寺ハイツ自主防災隊、武蔵野中央防災会、第五小学校避難所運営協議会、パークホームズ吉祥寺ウエスト・コート防災会、パークシティ武蔵野桜堤管理組合、パークシティ武蔵野桜堤桜景邸、境西交会、境五丁目アパート自治会、緑町三丁目会、興栄マンションむさしの防災会、パークスクエア吉祥寺本町防災組織、ニューミタカマンション自主防災の会、ザ・パークハウス武蔵野中町自主防災会、吉祥寺御殿山HOUSE防災委員会、グローリオ吉祥寺本町管理組合 防火・防災管理専門委員会、クリオレミントンハウス武蔵野防災会]

武蔵野市市民安全パトロール隊、武蔵野母の会、武蔵野防犯協会、武蔵野市スポーツ推進委員協議会、

社会教育関係団体[アトリエ権、アトリエ・コスモ、アトリエ独歩の森、アトリエ・虹、絵手紙あゆみ、絵てがみクラブ、絵手紙れもんの会、画楽多会、グループファインアート、初美会、JRP(日本リアリズム写真集団)、写真集団むさしの、自然体験 宝箱、ソレイユの会、パッチワーク三本杉、ラタンアート武蔵野、陶芸月曜会、陶芸サークル“GOS”、萌の会、写真クラブ フォト・フロンティア、古文書の会、サークル寺子屋、武蔵野市郷土史会、郷土美術館研究会、武蔵野史談会、むさしのフォーラム21、武蔵野会、武蔵野福沢諭吉研究会、日本の歴史と教育を考える会、出版NPO一本をたのしもう会、武蔵野市茶道連盟、池坊生け花幽翠会、コスモスライン花、秋津書道会、紅萌会、ボランティアきもの藍の会、武蔵野憲法ゼミナール、リフレッシュ英語サークル (R.E.C)、中文学習班、フレンドリー英会話サークル、武蔵野コントラクトブリッジ同好会、銀青会、銀蹊19期会、銀蹊20期会、銀蹊合同会、銀蹊21期会、自由大学銀蹊会、武蔵野市老壮連合会、はごろも会、いつみ会、紫縁(ゆかり)会、六三会、82輪会、六五会、いきいき67会、ロハズ(LOHAS)の会、なないち会、有の実会、ななまる会、72期会、ななの会、79の会、ハッピー76会、ハチイチ会、むさしの山友会、武蔵野メンズクッキング、むさしのおはなし語ろう会、武蔵野ふれあい古文書会、屋久杉の会、みほセンセイの王朝文学サロン、90(くわ)の会、Albatros、91しんぼの会、古文書を楽しむ会、子ひばり会、こぶしの会、ウイング、スミレダンスサークル、華の会(社交ダンス)、むさしのソーシャルダンスの会、ライラックの会、A. J. Tバレエサークル、桜堤バレエサークル、E. J. DANCE SOCIETY、カントリーダンスの会Wildwood Flowers、武蔵野フォークダンス同好会、武蔵野市謡曲連盟、つぼみの会、三精会、武蔵野市吟詠剣詩舞道連盟、宏方会武蔵野吟詠部、武蔵野郷土民謡保存会、劇団 新芸座、むさしの紙芝居一座、武蔵野マジシャンズクラブ、レインボウマジッククラブ、あゆみ、劇団 芝居屋楽屋、武蔵野落語同好会、武蔵野市社会教育を考える会、武蔵野の教育を語る会、新日本婦人の会武蔵野支部 ひばり班、(一社)倫理研究所 家庭倫理の会 武蔵野、武蔵野交通安全協会女性部会(ヤングミセスの会)、(一社)きくっと、北町5丁目町会、災害助け合いの会光和会、ジモッピーネット、千川おやじの会、東京都青少年の環境を守る会 武蔵野支部、東京第三友の会 武蔵野支部、武蔵野西久保一丁目町会、いろりドットコム、(特非)しょーとてんぱー、サークルジャンプ・モモの会、武蔵野認知症予防研究会、武蔵野の空襲と戦争遺跡を記録する会、らっこの会、ひまわり組、マギーズ東京に学ぶがんサポート拠点を武蔵野に。、QPの会、東京武蔵野ロータリークラブ、旧赤星邸の緑と建物を武蔵野市公共施設として保存活用を願う会(武蔵野啓明会)、武蔵野稲門会、合唱団「結」、カメラータむさしの、カント・ピアチエーレ、クール

ホワイエ、コーラスの会むつみ、コール・コスモ、混声合唱団AMUSE(アミューゼ)、混声合唱団コールクライス、女声アンサンブルYellow Sox、女声合唱団「ドルチェ」、女声合唱団麦の穂、しらたま、ダックス、フローラ・むさしの、(特非)武蔵野合唱団、武蔵野市民合唱団、ラ・ラ・コーラス、亜細亜大学吹奏楽団、NBD吹奏楽団、吉祥寺フィルハーモニー オーケストラ、むさしの琴の会、武蔵野室内合奏団、武蔵野市民交響楽団、むさしのフルートオーケストラ、市川歌謡教室、(特非)高齢者の音楽を考える会、ジャズタイム、武蔵野太鼓、和太鼓研究会こだま、和太鼓境、和太鼓SOH、武蔵野邦楽合奏団、ピアノ同好会、コール境南、大正琴同好会 カナリヤ、ベルけやき、関前ウォークの会、境気功の会、武蔵野市障害児水泳クラブいるか、武蔵野ターゲットバードゴルフクラブ連合会、ダンシングハート武蔵野、ローズマリー、リズム体操、桜野トリムの会、自力整体、トリム体操の会、恵卓球親睦会、井之頭クラブ、平沼クラブ、テン・ミニッツ・ラリー、コミュニティテニスクラブ、境ミニテニスサークル、オール武蔵野クラブ、吉祥寺クラブ、ミニテニス五中同好会、本宿マイマイサークル、むさしの山の会、むさしの岳友会、武蔵野市トライアスロン連合、ONCE、中央高等学院バスケットボールクラブ、Cloud Nine、TBC、武蔵野CBL、武蔵野ロビンス、緑町クラブ、日本獣医生命科学大学バドミントン同好会、レッドロビンス、ホーネッツ、R・マスターズ、木馬会、吉祥、@iQ会(アイキュー)、日本獣医生命科学大学バレーボール同好会、バレーボールチームPiece、アナコンダ、F.C.グランデポルタ、Midie,F、日本空手道尚武会、居合道武蔵野剣修会、香武館、太極拳武蔵野白鶴会、日本永年楊式太極拳研究会、吉祥寺杖道会、還暦野球むさしのシルバース、境ヨガ同好会、オリーブの会、吉祥寺健康ヨガ、UF3インディアカ同好会、武蔵野空手同好会赤門道場、武蔵野たんぼぼ、市共済会バスケットボール班、背骨コンディショニング、桜野バドミントンサークル、吉祥寺バドミントンクラブ、M&M、井之頭小PTAバドミントンサークル、POTE MBC、むさしのこどもじっけんクラブ、こども日本舞踊教室 美光会、桜野クラブ、五小さわやかクラブ、武蔵野赤十字保育園父母会(年長組)、ドルフィン、千川こどもクラブ父母会、あひるの会、武蔵野ジュニアジャズアンサンブル、ホワイトベアクラブ、武蔵野M. B. C、少年ゲッツ、武蔵野市民芸術文化協会]

体育協会加盟団体[武蔵野市体育協会、武蔵野市陸上競技協会、武蔵野市弓道連盟、武蔵野市空手道連盟、武蔵野市卓球連盟、武蔵野市バドミントン連盟、武蔵野市水泳連盟、武蔵野市釣魚連合会、武蔵野市クレール射撃連盟、武蔵野市スポーツ少年団本部、武蔵野市ラジオ体操会連盟、武蔵野市ソフトボール協会、武蔵野市合気道連盟、武蔵野市ソーシャルダンス連合会、武蔵野市テニス連盟、武蔵野市ライフル射撃協会、武蔵野市ボウリング連盟、武蔵野市アーチェリー協会、武蔵野市ゴルフ連盟、武蔵野市武術太極拳連盟、武蔵野市ウォーキング協会、武蔵野市ドッチビー協会、武蔵野市軟式野球連盟、武蔵野市柔道連盟、武蔵野市剣道連盟、武蔵野市ソフトテニス連盟、武蔵野市スキー連盟、武蔵野市山岳連盟、武蔵野市民謡舞踊連盟、武蔵野市バレーボール連盟、武蔵野市バスケットボール連盟、武蔵野市乗馬連盟、武蔵野市サッカー協会、武蔵野市インディアカ連盟、武蔵野市ラグビーフットボール協会]

緑・環境

むさしの・こどもエコフォーラム、(一社)グリーンボード、むさしのエコ・アップ協議会、むさしの地域猫の会、(特非)むさしの市民エネルギー、マイボトル・マイカップキャンペーン武蔵野市民の会、(特非)武蔵野自然塾、環境市民会議、クリーンむさしのを推進する会、環境啓発施設運営会議、武蔵野クリーンセンター運営協議会、成蹊学園サステナビリティ教育研究センター、横河電気株式会社経営管理本部サステナビリティ推進室、TEAM299、

緑ボランティア団体[コミュニティファーム、M'sGarden みどりの食いしん坊、青空会、生きものばんざいクラブ、北町花のひろば、吉祥寺通り花壇の会、小道ガーデン、境南さつき会、桜とみどりの会、しろがね公園クリーンクラブ、てんとう虫の会、(特非)武蔵野農業ふれあい村、東町はな・BANA会、本村公園フォーシーズンズ、南町エコガーデン、むさしのガーデニングクラブ、武蔵野市千秋会、武蔵野の森を育てる会、武蔵野蘭友会、緑のボランティアはなみずき、三谷グリーンクラブ、みんなの庭の会、本田東スポーツクラブ、Greenグリーン吉祥寺、井之頭みどりクラブ、緑町三丁目緑を育む会、大正通り北公園サポーターズ、武蔵川マルベリー]

都市基盤

(特非)市民まちづくり会議・むさしの、西久保一丁目緑を守るまちづくり協議会、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会、吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会、武蔵野交通安全協会、武蔵野アパート自治会、武蔵野緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第二アパート自治会、(公社)東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部、(公社)全日本不動産協会 東京都本部

行財政

武蔵野市たばこ税増収対策協議会、武蔵野市明るい選挙推進協議会、株式会社エフエムむさしの

令和5(2023)年2月時点

参考資料 6 《用語説明》(五十音順)

頁	用語	説明
あ行		
45,64,65,66,70	ICT	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS等のサービスを含める場合がある。近年は、ICTの推進に代わり、DXという言葉が一般的に使われるようになった。
94	ITS	「Intelligent Transport Systems(高度道路交通システム)」の略。最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を目指す。道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。
77	アーバンスポーツ	広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・バルクール・インラインスケートなどを指す。
26	RPA	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
97	あんしん住まい推進協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第51条の規定に基づき、住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議するための組織。自治体、関係する業界団体等で構成される。令和4(2022)年12月に設置。
75	アンテナショップ まわら帽子	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
50	いきいきサロン	おおむね65歳以上の高齢者を対象に、週1回以上、5名以上で、介護予防や認知症予防のプログラム(2時間程度)を行う「通いの場」。地域住民団体・NPO法人・民間事業者等が運営しており、市はその団体等へ補助や支援を行う。高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的としている。平成28(2016)年7月事業開始。
18,58,64	生きる力	各学校で教育課程を編成する際の基準として文部科学省が定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」「豊かな人間性(徳)」「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力のことを指す。本市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念に基づいた各種事業を実施する。
89,91,98	(一財) 武蔵野市開発公社	昭和39(1964)年に吉祥寺駅周辺都市計画事業が計画決定されたことにより、計画該当地で移転を要する事業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的作用を担う商業の核となる施設建設を推進するため、昭和43(1968)年8月に設立。現在は、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大し、まちづくり事業全般に取り組んでいる。
95	一般延焼遮断帯	「延焼遮断帯」とは、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす帯状の不燃空間のこと(道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、これらと近接する耐火建築物等により構成)。震災時の避難経路や、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」と、それ以外の「一般延焼遮断帯」に分けられる。
51	医療DX	保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。
37,52,62,65	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。
52	医療的ケア児 コーディネーター	医療的ケア児等の家族からの相談や保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関につなぐ役割を担う。
51	医療連携訓練	総合防災訓練の一環として実施している災害時の医療連携訓練のこと。市内で指定されている3カ所の災害拠点(連携)病院の周辺に緊急医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ・手当・搬送・情報伝達等を行う訓練。災害時は武蔵野市五師会の各医療関係者等が自身の診療所等を閉院して参集し、医療活動に従事する。
65	インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある人と障害のない人が共に学び共生社会の実現を目指すもの。障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
65	インクルーシブ 教育システム	障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重しあい、多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みのこと。
29,79	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。

頁	用語	説明
89	ウォークアブル	道路や沿道建築物、公園などのまちなかを、居心地良く、ひと中心の空間にすることで、街に出かけなくなり、歩きたくなること。世界の多くの都市が車中心からひと中心の空間へと変化し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられていることなどを踏まえ、近年では国内でも「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組みが進められている。
71,81	雨水浸透施設等	浸透ますやトレンチ等の雨水を地下に浸透させる施設や貯留による洪水調節機能と浸透による流出抑制機能・地下水かん養機能を併せもった施設のこと。
25,26,106	AI	「Artificial Intelligence (人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究や、これらの機能を備えたコンピュータシステム。また、近年では大量のデータを学習したモデルによって、画像、テキスト、音声、プログラムコード、構造化データなどを生成できる「生成AI」が目されている。その代表例として、AIを研究するアメリカの企業「Open AI」により公開された、自然な対話形式でAIが回答する「Chat GPT」が話題となっている。
40	エキスパート (長期的専任職)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定の分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理・ICTの4分野。一般事務職の主任(在職10年以上・主任在位3年以上)・係長・課長補佐級が対象。
27	SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようするための17の国際目標。
82	エネルギー地産地消	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
19,89	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業主、地権者等による主体的な取組み。
79	援農ボランティア制度	農業の担い手不足に対応するため、原則として無償で農業生産者を支援するボランティア制度のこと。都内では、区市町村を単位とした援農ボランティア制度が一部地域で運営されているほか、都が主体の広域援農ボランティアが存在している。
104	延命化	第2期公共施設等総合管理計画において、日本建築学会発行「建築物の耐久計画に関する考え方」で構造種別ごとに設定されている等級の代表値を「基本の目標耐用年数」と設定したうえで、予防保全等により建物の躯体を健全に保ち、「基本の目標耐用年数」まで使用できるようにすることを「長寿命化」と定義している。 一方、日本建築学会が示す目標耐用年数は20～30年の幅があることから、躯体の健全度や機能性、経済性等を総合的に評価して、基本の目標耐用年数をさらに10～20年程度延伸して施設利用を図れるようにすることを、「延命化」と定義している。
89,90	屋外広告物	屋外広告物法で、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙などを指す。 本市の屋外広告物に関する申請受付や許可に関する事務は、広告物の表示場所や種類によって、東京都屋外広告物条例に基づき、本市と東京都で分担している。なお、市では、都の条例による規制に加え、一定規模以上の建築に伴う広告物の設置に際しては、平成29(2017)年度からまちづくり条例及び景観ガイドラインによるきめ細かな景観誘導を行っている。しかしながら、建築を伴わない独立した広告物等はまちづくり条例の対象とならず、都の条例に基づく従前の規制内容に留まっている。これらの広告物をよりきめ細かく規制・誘導する手法について検討することが求められている。
77	屋外プールの廃止を支持する市民アンケート (市営プールの整備に関する市民アンケート調査等)	令和4(2022)年度に実施した市営プールの整備に関する市民アンケート調査等。調査は市内在住16歳以上の市民2,000人を対象とした無作為抽出でのアンケート調査、市営プール利用者および利用団体を対象としたヒアリング調査、公募市民によるワークショップにより、市民からの広く多様な意見を収集する形で実施した。アンケート調査では、屋外プールを廃止し、屋内プールなどの機能を拡充する案の支持が57.4%という結果となった。その他の調査結果はホームページにて掲載している。
83,89,99	オープンスペース	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
96	外郭環状線の2	外郭環状線の2(外環の2)とは、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの都市高速道路外郭環状線(東京外かく環状道路)とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路のこと。
95	概成道路	都市計画法に基づき定める都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度車線数は有するなど、概ねの機能を満たしている道路を言い、多摩地域では現況幅員が8m以上の道路のこと。
70	外国人市民	外国籍を有する本市在住・在勤・在学の市民に加え、日本国籍を有していても文化的背景などが外国にある市民などを広く含む。武蔵野市多文化共生推進プランにおいて定義した。
37	介護職・看護職 Re スタート支援金	介護職等の人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設等に就職した方に対し、支援金を支給する。

頁	用語	説明
51	かかりつけ医	健康に関することをなんでも相談できるうえ、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。かかりつけ医をもつことで、一般的に、日頃の健康状態を知ってもらえる、症状に応じた専門家の紹介がスムーズ、病気の予防や早期発見・早期治療にもつながる等のメリットがある。
23	家計急変者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和5(2023)年度分の住民税均等割非課税相当の事情にあると認められる人。
66	学校運営協議会機能	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関を有する機能。平成29(2017)年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されている。学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
65	学校司書	学校図書館法に規定され、本市が小中学校に配置している非常勤職員。学校図書館の環境整備、子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。これまで以上に教職員や児童生徒のニーズに対応できるよう、令和5(2023)年度に「学校図書館サポーター」から名称変更するとともに勤務時間を拡大した。
65	家庭と子どもの支援員	不登校傾向の児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、地域人材や大学生等の有償ボランティアが登校支援、保健室等での話し相手や学校生活の支援等を行っている。令和4(2022)年度から、教室以外の居場所では不登校傾向の児童生徒を継続的に支援できるように市の会計年度任用職員を配置し、教職員やスクールソーシャルワーカー、派遣相談員等と連携して児童生徒の支援を行っている。
84	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。
24,84	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて実質的にゼロにすることを意味する。
39,82	気候市民会議	無作為抽出などによって選ばれた市民が、気候変動対策について話し合う会議。その開催は欧州各国で広がりを見せており、日本国内でも開催されている。本市では、気候変動の現状に詳しい講師によるレクチャーを踏まえたうえで、地球温暖化に対する目指すべきまちの姿や、一人ひとりの関心と行動を変えていくための取組みについて市民目線で話し合いを行った。
95	狭あい道路	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
38	教育支援センター	乳幼児から思春期の子どもに関する様々な相談に応じる機関で、本市の教育委員会で設置。来所、電話での相談に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。大野田小学校内にあり、不登校児童生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設している。なお、日本語指導などを行う帰国・外国人教育相談室は、第四中学校内に分離して設置している。
72,95	緊急輸送道路	東京都が指定する、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路のこと。緊急輸送道路のうち、応急対策の中核を担う都庁本庁舎や区市町村庁舎などを連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」とする。市内では、三鷹通り(一部)、井ノ頭通り、五日市街道(一部)が特定緊急輸送道路として指定されている。
71	緊急輸送道路沿道建築物	新耐震基準(昭和56(1981)年6月1日施行)導入以前に建築されたもので、緊急輸送道路に接するもののうち、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物のこと。
95,98,99	区画道路	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための本市の構想道路のこと。道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用されている。
81	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取組みや考え方。本市の取組みとして、公園・街路・屋上等の緑化や、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透などがある。
84	クレジット	カーボン・オフセットに使われるクレジットを指す。再生可能エネルギー(太陽光発電や風力・水力発電など)の導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化し取引可能な形態にしたもの。
93	経営戦略プラン	「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画をいう。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とした収支計画がその中心となる。
114,115	経常収支比率	毎年経常的に発生する、容易に縮減することができない人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、税等の経常的な一般財源がどの程度使われているかを表す、財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。高いほど財政が硬直化し、新たな行政サービスの対応が困難になるとされている。

頁	用語	説明
18,73	刑法犯認知件数	警察において発生を認知した刑法犯の数のこと。
17,37,50	健康寿命	健康寿命とは、健康の3要素(身体・精神・社会)が制限されることなく健康な状態で生活することが期待される平均期間を表す指標。現在、本市では、「東京都保健所長会方式」に基づき、「65歳の方が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表す」としている。
54	健康福祉施策 推進審議会	本市における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、令和5(2023)年度に設置した会議体。地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者(児)福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項を所管する。
96	検討のプロセス	東京都が作成した「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」に記載される検討のプロセスのこと。都市高速道路外環状線(東京外かく環状道路)が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、地上部街路(外環の2)の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する東京都の方針を取りまとめるプロセス。
54	権利擁護	一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者・身体障害者や、判断能力が不十分な人(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。
89	公開空地	建築物の敷地内の空地又は開放空間のうち、歩道や広場状に整備され、日常一般に公開される部分。
82	公共施設の 環境配慮指針	「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、今後、改築などが予定されている市の公共施設が達成すべきエネルギー消費性能及び備えるべき設備等に関する基準を定めた指針のこと。
19,40,62, 91,104, 114,119	公共施設等 総合管理計画	地方公共団体が所有する学校や庁舎などの公共施設と、道路や上下水道などの都市基盤施設を合わせた全ての公共施設等を対象に、現状や課題を整理し、その更新、統廃合、長寿命化等、管理に関する基本的な考え方を示すなど、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に公共施設等を管理するための計画の事。平成26(2014)年度、国から全ての地方公共団体に対して同計画の策定要請があり、本市では平成29(2017)年2月に計画を策定した。その後、令和3(2021)年1月に計画改定に向けた指針が示され、令和4(2022)年3月、第2期計画を策定した。
35,111,116	公債費	地方自治体の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
37,57	(公財) 武蔵野市福祉公社	昭和55(1980)年12月に任意団体として設立。財団法人を経て、平成25(2013)年4月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り支援事業)等を実施している。
39,75,77	(公財)武蔵野文化 生涯学習事業団	市の指定管理者として芸術文化・スポーツ・生涯学習施設の管理運営を行っている。「(公財)武蔵野文化事業団」と「(公財)武蔵野生涯学習振興事業団」が令和4(2022)年4月1日に合併し、新たに「(公財)武蔵野文化生涯学習事業団」となった。
49	(公社)武蔵野市 シルバー人材センター	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
77	公文書専門員	公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする公文書館法が定める専門職員。アーキビストと呼ばれる。
50,65	合理的配慮	障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが求められている。合理的配慮は、障害者差別解消法に定められた社会的障壁を除くための取組みであるが、施行当初は行政機関等にも義務化されており、事業者については努力義務であった。同法律は令和3(2021)年5月に改正され、令和6(2024)年4月以降は事業者においても合理的配慮の提供は義務化される。
50	心のバリアフリー	障害のある人や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
38,59	子育て世代 包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。センターの機能は①ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うこと、②地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行うことである。本市においては、令和3(2021)年度より、健康課母子保健係、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5カ所の連携により実施している。令和6(2024)年度にこども家庭センターへ移行する。

頁	用語	説明
59	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う体制。令和6(2024)年4月施行の改正児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」及び「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の設立意義や機能を維持した上で、一体的な組織として設置することが、市町村の努力義務となる。こども家庭センターでは、責任者であるセンター長をトップとした指揮命令系統を確立し、児童福祉、母子保健の両分野の専門職が一体的に支援を行うことが求められる。
59	子どもプラン武蔵野	子ども・子育てに関わる施策の方向性を示す基本計画。計画期間は5年間。現行の第五次子どもプラン武蔵野(計画期間:令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)は、第六期長期計画の分野別アクションプランとして、子ども・教育分野だけでなく、福祉、環境、まちづくり等の各分野も含めて、市が行う子どもに関わる施策を総合的にとりまとめたもの。子どもプラン武蔵野は、子どもにかかる法令に基づき、様々な計画を包含して策定されており、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進する計画にも位置付けられる。また、次期プランである第六次子どもプラン武蔵野(計画期間:令和7(2025)年度~令和11(2029)年度)は、令和5(2023)年4月施行のこども基本法に基づく「市町村子ども計画」を包含して策定することとしている。
30	コーホート要因法	コーホートとは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団を指す。例えば、令和3(2021)年4月2日~令和4(2022)年4月1日生まれのコホートは、令和6(2024)年4月1日時点で満2歳、令和10(2028)年4月1日時点で満6歳となり、令和10年度に小学1年生となる人々の集団を指す。コーホート要因法とは、各コーホートについて「自然増減(出生と死亡)及び「純移動(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。
39,74	コミュニティ構想	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
39,78	CO + LAB MUSASHINO	令和4(2022)年度より試行実施している事業者連携事業。市内の事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム。実行委員会形式で運営されている。
さ行		
82	再生エネ	再生可能エネルギー。石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ないものが多い。
101,106, 107	財政援助出資団体	本市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 ■出資団体(9団体) 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団(※) 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター ※公益財団法人 武蔵野文化事業団と公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団が 令和4(2022)年4月に合併。 ■援助団体(5団体) 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの
34	財政力指数	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。
56	在宅介護・地域包括支援センター	主に、在宅で生活を継続する高齢者の総合的な相談に対応する機関。市の委託により、日常生活圏域単位に合計6カ所設置。これら6在宅介護・地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続している。本市では、さらに、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、全市的な視点から、6カ所のセンター間の総合調整や後方支援等を行っている。
104	債務負担行為	事業や事務が単年度で終了せず、後の年度においても支出を行う必要がある場合に、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくことをいう。
38,66	市講師	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かい指導を行うことを目的に市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員と協力し、または教員の指示の下で授業を行う。
40,103	市政アンケート	市政に関する市民ニーズの経年的変化を把握し、計画的な行政運営の資料とするため、市内全世帯を対象に実施しているアンケート。令和元(2019)年度までは毎年実施。以降は市民意識調査と交互に隔年で実施している。
8,12,19,40, 101	自治基本条例	令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取組み等、市政運営のルールを明文化した。

頁	用語	説明
102,103	シティプロモーション	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様である。一般的には、地域住民の愛着の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。
38	児童発達支援センター	障害児に児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、障害児通所支援事業者、保育所等その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う施設。
77	市登録文化財制度	武蔵野市文化財保護条例等に基づき、文化財の保存及び活用のための措置が特に必要と市教育委員会が認めるものを「登録文化財」という。令和4(2022)年3月に条例が改正され創設。指定文化財制度と比較して、現状変更等に市の許可が必要ないなど、緩やかな保護措置制度。
50	シニア支え合いポイント制度	65歳以上の市民が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
77,90	シビックプライド	まちや地域に対して、市民が抱く愛着や誇りのこと。近時、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されている。
77	市民アンケート	「屋外プールの廃止を支持する市民アンケート(市営プールの整備に関する市民アンケート調査等)」の項目を参照のこと。
8,40,73,103	市民意識調査	長期計画・調整計画の策定に先立ち、市民の市政に対する考えを調査することで、現在行っている事務や事業の満足度のほか、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的としている。無作為抽出による18歳以上の市民を対象に郵送とWEB回収を併用して実施。令和2(2020)年度より、市政アンケートと交互に隔年で実施している。
101	市民ファシリテーター	市民同士の活発な議論・対話を進めるため、市民ワークショップにおける全体の進行役及び各グループの進行役を務める市民。地域をつなぐコーディネート力の養成を目的として実施されていた武蔵野市コミュニティ研究連絡会と武蔵野市の共催事業「コミュニティ未来塾むさしの」の修了生やオンラインワークショップ講座の修了生等が、研修を経て参加している。
56	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。
37,57,74	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。
85	集団回収	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補充する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、一部の地区のみで実施されており全市的な取組みに成り難い特性がある。
72,107	受援マニュアル	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効果的・効果的に活用することを目指すため、事前に決めておく手順やルール、体制等のこと。
50	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法の基本的な理念のっとり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
49	シルバー人材センター	「(公社)武蔵野市シルバー人材センター」の項目を参照のこと。
56,60	人材育成基本方針	長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針のこと。地方公共団体に策定がもてられており、本市では第五期長期計画に基づき、平成24(2012)年に策定し、平成28(2016)年、令和2(2020)年に改訂を行っている。
25,76	人生100年時代	長寿化により、100歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
39,84	森林環境譲与税	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、令和元(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。令和6(2024)年度に課税が開始される国税の森林環境税(市町村が個人住民税均等割とあわせて賦課徴収を行う)が財源となる。

頁	用語	説明
22,23,37,41,53	せい かつ こん きょう しゅ 生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
50	せい かつ し えん 生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。
95,96	せい かつ どう ろう 生活道路	地区に住む人が地区内の移動あるいは地区から幹線道路(主に通過交通を担う都市計画道路)に出るまでに利用する道路。
69	せい じ にん 性自認	自らの性別に関する認識のこと。
69	せい て き し こう 性的指向	恋愛感情または性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向のこと。
54	せい ねん こう げん せい ど 成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人を保護、支援をするための制度。
34,36,110,113,120	ぜい れん どう こう む きん どう 税連動交付金等	法令の定めにより、国税、都道府県税の税収のうち、一定割合が地方公共団体に交付されるもの。地方消費税交付金、法人事業税交付金などがある。
94	せみ ぷらっと 化 セミフラット化	セミフラットとは、高齢者・身体障がい者などの移動のしやすさに配慮した歩道形式のこと。これまではマウントアップ形式(歩道が車道よりも15cm程高い歩道形式)のものが多く採用されていたが、近年では、バリアフリーの観点からセミフラット形式(歩道が車道よりも5cm程高い歩道形式)として、歩車道の段差を緩和し、歩道の平坦性を確保する道路整備も多く採用されている。
39,82	ゼロカーボンシティ	「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体のこと。本市においては、令和3(2021)年2月に、市長が施政方針演説の中で「2050年ゼロカーボンシティ」を表明した。
た行		
96	たい おう ほう しん 対応の方針	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速)対応の方針」のこと。東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
108	ダイバーシティ	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に生かす取組み・考え方のこと。
95	だい よ し じ ぎょう か けい かく 第四次事業化計画	第四次事業化計画(東京における都市計画道路の整備方針)は都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び多摩地域26市2町で策定した計画。東京都と特別区及び多摩地域26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めている。
52	ダブルケア、トリプルケア	晩婚化や晩産化を背景に、親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児を担うこと。
38,69,70,75	た ぶん か きょう せい 多文化共生	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。 在留外国人の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動き等を踏まえ、総務省が地方公共団体に対して多文化共生推進に係る指針・計画の策定を要請したことを受け、本市においても日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を図るために、令和4(2022)年度に武蔵野市多文化共生推進プランを策定した。
92	た ま がわ あら かわ とうりょういさ べつ 多摩川・荒川等流域別 下水道整備総合計画	流域別下水道整備総合計画とは、水質環境基準の類型指定のなされている水域について、下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で、流域計画とも呼ばれ、都道府県が策定する。多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画は、東京都が策定しており、本市の公共下水道事業計画の上位計画となる。
67	ち い き い とう 地域移行	部活動における地域移行とは、地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの。文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとされていることも踏まえ、本市では拙速な地域移行は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図り、持続可能な部活動のあり方を検討していく。
53,56	ち い き かつ どう し えん 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定される支援施設。障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他のサービスを提供する施設。 本市では、障害の特性に応じた市内3ヵ所の施設を地域活動支援センターとして運営しているが、国が定める基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業、相談支援事業等を実施することで機能強化を図っている。

頁	用語	説明
18,48,49, 50,53,57, 70	ち いき きょうせい しや かい 地域共生社会	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
94	ち いき こうきょうこう つう 地域公共交通	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されている。路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通とレモンキャブ等の福祉交通がある。
62	ち いき こ かん じ ぎょう 地域子ども館事業	小学生の放課後等(早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中)を充実させる施策。地域の小学生が学校内の教室や校庭、図書室を安全な居場所として好きな時に来て、好きな時間だけ過ごせる自由来所型の施設であるあそべえと、保護者の就労や疾病などにより放課後に適切な監護が受けられない児童が、放課後の過ごし方を身につけるための施設であるこどもクラブ(学童クラブ)からなる。
74	ち いき しやこう ふくし かい 地域社協(福祉の会)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」。
48	ち いき ほうかつ 地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「武蔵野市におけるまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。
37,56	ち いき ほうかつ 地域包括ケア 人材育成センター	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。平成30(2018)年12月に開設し、(公財)武蔵野市福祉公社に運営を委託している。
90	ち く ない かん じょうどう ちう 地区内環状道路	本計画においては、駅周辺を取り囲む幹線道路のことで、駅周辺に目的のない自動車交通の迂回路として機能し、通過交通の流入を抑制する。
65	ちやう き しゅうほく たい げん かつ どう 長期宿泊体験活動	セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。市立小学校5年生と中学校1年生が、普通の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施している。
40,92	ちやう き ほうかつ けいやく ほうし 長期包括契約方式	単年度で個別の業務等を契約するのではなく、複数の業務等を一括して複数年契約する方式のこと。
22,26,29, 45,72,106, 107,108	でい-えつげ D X	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。以前は、ICTの推進という表現が一般的であった。
108	てい ねん えん ちやうせい せい せい 定年延長制度	令和3(2021)年6月に成立・公布された地方公務員法の一部改正(令和5(2023)年4月施行)により、令和5(2023)年度から段階的に地方公務員の定年を現行の60歳から65歳まで引き上げるもの。
82	てき おう さく 適応策	気候関連災害(集中豪雨など)に対する強靱性の強化や、農作物の品種の転換など、気候変動によって起こりつつある影響への対策や備え。
64	デジタル・ シティズンシップ教育	ICTを使うことが当たり前の社会に求められる「態度や知識・技能を身に付けること」を目指した取り組み。市として、態度的側面についてはICTを活用する際の課題やその理由を考え、正しい行動に向かう態度等、知識的側面についてはデジタル社会における法の理解等、技能的側面についてはICTを活用した課題解決能力等、と整理した。
50	テンミリオンハウス	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組みに対し、市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7ヵ所開設されている。
36,106,116, 117,119,120	とう し てき けい ひ 投資的経費	道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。
93	と えい すい どう いち げん か 都営水道一元化	水道事業を東京都が一元的に経営すること。本市は単独で経営しているため、将来にわたり安定的な水道事業を図っていく必要があるという考えから、都営水道との一元化を目指し、都と具体的な課題整理を進めている。
18,73	とく しゆ さ ぎ 特殊詐欺	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、電子メール等を使って行う詐欺のことであり、他の犯罪認知件数に比べて認知件数は高止まりし、深刻な状況である。オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗などの手口がある。
86	とく てい がい らい せい ぶつ 特定外来生物	海外起源の外来種で、かつ生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす生物。指定された生物の取扱いについては、輸入、放出、飼養、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。

頁	用語	説明
71	特定緊急輸送道路沿道建築物 とく てい きん きゅう せう だう ちゆう ぶつ ぞう	「緊急輸送道路沿道建築物」の項目を参照のこと。
95	都市計画道路 とし けい かく だう ちゆう	都市計画法に基づき定める都市施設のこと。都市高速道路などの専ら自動車の交通の用に供する「自動車専用道路」、都市内におけるまとまった交通を受け持つ「幹線道路」、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した「区画道路」、自動車交通以外の特殊な交通の用に供する「特殊道路」の4種類に区分される。
94	都市公園 とし こう うえん	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地。
96	都市高速道路外郭環状線 とし こう せう だう ちゆう がい かく かん じゆう せん	都市高速道路外郭環状線(東京外かく環状道路)とは、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉時間の約16kmについては、構造形式を高架方式から地下方式へ都市計画変更している。(平成19(2007)年4月6日告示)
89,91	都市再生推進法人 とし さい せい すすい しん ほう じん	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものをいう。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いする団体を、都市再生推進法人として指定できる。都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成を、市町村に提案することができる。
76	土曜学校 ど よう がっこう	学校休業日の土曜日等に開催する、子どもたちの「生きる力」を育むための体験活動を中心とするプログラム。対象は小学生、中学生。算数の面白さを知る講座、理科の実験・研究を行う講座、水球などのスポーツ教室、野外活動の森林体験教室、武蔵野地域五大学と連携した講座などを展開する。平成14(2002)年度からの完全学校週五日制の導入により、実施している。
な行		
107	内部統制 ない ぶ とう せい	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
69	中島飛行機武蔵製作所 なか じま ひこう きく ぶ さい せい さく じょ	中島飛行機株式会社は、第二次世界大戦中まで、陸海軍の航空機を生産していたメーカーである。武蔵野市内には、現在の緑町2丁目・3丁目(一部)と八幡町2丁目・4丁目の一帯に、「武蔵製作所」の東工場(陸軍)、西工場(海軍)、附属病院などがあり、昭和19(1944)年に東日本で初めてB29による攻撃の目標となって空襲を受け、合計9回の空爆により壊滅状態となった。戦後、中島飛行機武蔵製作所は閉鎖され、跡地は、電気通信省(現NTT武蔵野研究開発センタ)、東京スタジアムグリーンパーク球場(閉鎖後、主に公団住宅)となり、姿を変えていった。
53	認知症バリアフリー にん ちしじょう	認知症バリアフリーとは、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく取組み。
79	農福連携 のう ぶく れん けい	農業と福祉との連携のこと。障害者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みをはじめ、様々な効果が期待される。
は行		
38,70	パートナーシップ制度 ぱーたねーしっ せい ど	性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的とした制度。パートナーシップの届出を市長が受理し、受理したことを証する書面(パートナーシップ届受理証)を交付する。届出は、同性同士、異性同士にかかわらず行うことができる。
98	ハーモニカ横丁 はー もに か 横 ちゆう	吉祥寺駅北口すぐにある横丁のこと。名前の由来は、狭い間口の商店が並ぶ様子がハーモニカの吹き口に似ていることから名付けられたといわれている。横丁に並ぶ約100軒の店は小さな店が多い。昼間は買物客で魚屋、花屋、和菓子屋などの物販店が、夜は飲食店、居酒屋などがにぎわう。昭和20(1945)年に駅前マーケットが出現したのが始まりで、いわゆる戦後の「闇市」といわれたものがハーモニカ横丁のルーツとされる。
25,37	8050問題 はちまるご ー まる もん だい	ひきこもりの子とその親が高齢化し、50代の中老年のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。
96	話し合いの会 はな かい	「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」のこと。都市高速道路外郭環状線(東京外かく環状道路)が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、地上部街路(外環の2)の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する方針を取りまとめるプロセスの一環として、武蔵野市の地域住民の意見を聴くために東京都が設置している。
51,107	BCP びーしーびー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
105	PPPガイドライン ぴーぴーぴー	PPP(公民連携: Public Private Partnership)に関する市の基本的な考え方を定めるほか、事業手法(現ガイドラインでは市有地貸付方式に限定)を検討する際のプロセス並びに事業過程における市民及び議会との関わり方等を示したもの。平成30(2018)年3月に策定した。

頁	用語	説明
25,37,52	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。
79	肥培管理	農作物の栽培に必要な農地を整備するための行為(例:整地、播種、施肥、排水、除草など)
115	標準財政規模	各地方公共団体において、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額。通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる。
66	開かれた学校づくり協議会	学習指導や学校行事、教育活動、児童生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全ての市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表で構成され、年4回程度、校長の招集により開催。
35,111,116,119,120	扶助費	児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
94	附置義務自転車駐車場	官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車などの大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築しようとする場合に、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に設置しなければならない自転車駐車場。
98	附置義務駐車場	駐車場法に基づいた東京都駐車場条例で規定される制度により、建築物に附置が義務付けられる駐車場。地区、建物用途、床面積等により定められた一定の対象建築物の新築等の際に建築確認申請の中で審査され、交通の発生源である建築物の駐車需要に対応した必要最低限の収容台数が課せられる。
78	ふるさと応援寄附	ふるさと納税制度本来の趣旨に鑑み、武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、令和元(2019)年10月1日から武蔵野市が実施するふるさと納税制度の呼称。
22,37,49	フレイル	加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
37	放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定される障害児通所支援サービス。就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。
99	補助幹線道路	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。この計画では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
ま行		
79	マイクロツーリズム	海外や遠方への移動を伴わない、近隣地域内での観光形態。コロナ禍以降の観光スタイルとしても注目され、令和4(2022)年版国土交通省観光白書では全国的な進展が認められている。
83,89,90,98	まちづくり条例	本市のまちづくりの基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手段、開発事業等に関わる手段・基準等を定めた条例。市民等・開発事業者・市が協力し、計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
76	学びおくりあい	第二期武蔵野市生涯学習計画では、「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を基本理念としている。市民が自分の人生を豊かにするために学び、それを他者、地域、コミュニティ、社会、次の世代へ伝えあうこと。
40,99	三鷹駅北口街づくりビジョン	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
81	水循環	水が蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水・地下水として河川の流域を中心に循環すること。
95	未着手路線	都市計画法に基づき定める都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していない、または現道がない路線のこと。
84	緑と水のネットワーク	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションの機能、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
105	未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針	市有地のうち、使用目的が定まっておらず、未利用、低利用となっている土地の有効活用を図るため、平成21(2009)年5月に基本的な方針を策定した。本市における有効活用の基本的な方針として「活性化を図る土地」「保有する土地」「売却する土地」「その他」のいずれかに位置付けるとともに、毎年見直しを行い公表している。

頁	用語	説明
19,39,81,84	むさしの エコreゾート	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2(2020)年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
38,65	むさしのクレスコーレ	武蔵野市教育委員会がNPO法人に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した学校に行かない・行けない中学生が自由に過ごせる居場所・学びの場。
64	武蔵野市学習者用 コンピュータ活用指針	武蔵野市の児童生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備し、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度に試行実施したうえで本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定めるもの。
89,90	武蔵野市景観 ガイドライン	市民等・開発等事業者・市などのまちづくりに取り組む主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。景観まちづくりの具体的な方針を示している。平成29(2017)年4月策定。
90	武蔵野市景観道路計画	「景観道路の形成に向けた考え方」を定めるとともに、無電柱化の推進に関する法律第8条第2項の規定により、国の無電柱化推進計画及び東京都の無電柱化計画を基本とした、「無電柱化の推進に向けた考え方・施策(市町村無電柱化推進計画)」を定めたもの。令和5(2023)年3月策定。
40,104	武蔵野市公共施設 保全改修計画	公共施設を新築し解体するまでの間、安全に施設運営を続けるためには、経年等による劣化や性能の低下に対して、適切な改修・修繕を行い、建物を健全な状態に維持する必要がある。本計画は、安全性の確保、機能維持、要求性能の確保、長寿命化・延命化、財政負担の軽減化・平準化を目的とし、保全整備の方針に基づくこれまでの取組みを継続するとともに、新たに計画的な大規模改修を位置付け、保全体制の強化を目指していくものとして、令和4(2022)年1月に策定した。
93	武蔵野市水道事業 運営プラン	適切な水道事業運営を行うため目標となる計画。計画期間を令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とし、その間における、事業運営及び運営体制、水道施設の維持管理及び機能更新、都営水道一元化等の方針を示す。
40,97	武蔵野市第四次住宅 マスタープラン	まちづくりや福祉的な視点も含め、住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示すとともに、市民をはじめ、様々な主体と連携による住宅・住環境づくりを進めるうえでの基本的な指針。令和3(2021)年3月に策定。
40,89,90	武蔵野市都市計画 マスタープラン	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながらおおむね10年ごとに改定を行っている。令和3(2021)年9月策定。
91	武蔵野市 道路総合管理計画	将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、今後の道路管理の方向性や取組みについて定めた計画。平成30(2018)年3月に策定。
40,94	武蔵野市バリアフリー 基本構想	主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示したもの。令和4(2022)年3月策定。
94	武蔵野市バリアフリー 道路特定事業計画	武蔵野市バリアフリー基本構想に基づき、歩行者優先を基本に、歩道の有効幅員や路面の平坦性・勾配の確保等、安全で快適な歩行空間を整備することにより、「歩いて楽しいまちづくり」を推進するための計画。平成30(2018)年3月に策定。
65	武蔵野市民科	本市で進めてきた「市民性を高める教育」(シチズンシップ教育)をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度から検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。各学校で単元指導計画を作成し、令和3(2021)年度から本格実施している。
64	むさしのジャンボリー 事業	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
76	武蔵野地域五大学	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を設置した。各大学の資源を活用し、市民向けに生涯学習の場「武蔵野地域自由大学」を開学している。「武蔵野地域五大学共同講演会」「武蔵野地域五大学共同教養講座」「武蔵野市寄付講座」などを実施している。
77	武蔵野ふるさと歴史館	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持つ施設。博学連携事業に取り組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。

頁	用語	説明
74,76	むさしの 武蔵野プレイス	武蔵境のまちづくりの推進の一環として、「図書館」「生涯学習支援」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を持ち、幅広い年代の方が交流する「場」として、地域社会の活性化を深める公共施設。平成23(2011)年7月開館。(公財)武蔵野文化生涯学習事業団に指定管理委託をしている。
94	ムーバス	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消すること、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている本市のコミュニティバスの愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
や行		
77	ヤングアダルト	「子どもと大人の間の世代」という意味で、本市では主に12歳から19歳を対象としている。
25,60	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされ、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
93	ゆうま 有機フッ素化合物	独特の性質(水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等)を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質。
ら行		
65	ラーニングコモンズ	本来は図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会など様々な学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館やパソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
94	リフトタクシー つながり	身体の不自由な人や寝たきりで外出が困難な方等の外出を支援するための、リフト・寝台付きタクシーを用いた移送サービス。乗務員はヘルパーや患者搬送等の資格を有しており、車いすや寝台での外出に対応するほか、エレベーターのないアパートやマンションからの外出についても支援を行うことができる。市は運行を実施する事業者と協定を結び、リフトタクシーの運行及び維持管理等に要する経費を補助している。
62	りようしゃしぜんじぎょう 利用者支援事業	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
84	りょくひち 緑被地	上空から見た、樹木地・草地・農地・屋上緑化で構成される緑に覆われた部分。緑被地の面積を任意の区域で集計し、対象区域の面積で割った割合を緑被率という。
39,77	レガシー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた精神的・物理的遺産を意味するが、本計画においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指す。
50,94	レモンキャブ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツアードアのサービスを提供している。
わ行		
106,108	ワーク・ライフ・ マネジメント	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切に、自己啓発への取組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。